

休眠状態の米国法人の再活用・事業再開時の手続き Smith Gambrell Russell (SGR) 法律事務所

概要：

米国では会社法が州ごとに定められており、「休眠会社」に相当する統一的な法概念は存在しません。そのため、事業活動を停止している法人の取り扱いは、各州会社法における行政上のステータスの問題として整理されます。本稿では、日本企業の子会社が多数存在するデラウェア州の会社法を中心に、休眠状態にある米国法人を再活用し、事業を再開する際に必要となる手続きと実務上の留意点を概説します。

はじめに

日本の会社法では、「休眠会社」について、「株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から十二年を経過したもの」と定義されています（会社法第 472 条 1 項）。一方、米国では会社法が州ごとに定められており、「休眠会社」に相当する統一的な法概念は存在しません。そのため、事業活動を停止している法人の取り扱いは、各州会社法における行政上のステータスの問題として整理されます。

本稿では、日本企業の子会社が多数存在するデラウェア州の会社法を中心に、休眠状態にある米国法人を再活用し、事業を再開する際に必要となる手続きと実務上の留意点を概説します。

1. デラウェア州法人における最低限の義務

デラウェア州に設立された Corporation は、実際に事業活動を行っているか否かにかかわらず、州会社法上、①年次報告書の提出義務と②フランチャイズ税の納付義務を負っています。これらの義務は、売上や従業員の有無によって免除されるものではなく、Corporation における提出・納付期限は一律で毎年 3 月 1 日とされています。

したがって、休眠状態にある法人を再活用するにあたっては、これらの義務が適切に履行されているかを確認することが第一歩となります。

2. 義務違反時の法的帰結

年次報告書の未提出・フランチャイズ税の未納が生じると、法人は「Good Standing」の状態を失います。この段階では、各種証明書の取得ができなくなり、銀行取引や契約実務に支障が生じることがありますが、是正を行えば通常の状態に戻すことが可能です。

当該未納状態が解消されないまま一定期間が経過すると、法人はデラウェア州法上「Void」の状態とされます。「Void」は、フランチャイズ税未納等の不履行を理由とする行政上の資格停止を意味しますが、清算を伴う法的解散ではありません。そのため、「Void」状態にある法人であっても、所定の手続きを経ることで復活させることが可能です。

3.「Void」状態となった法人の復活手続き

デラウェア州において、年次義務の不履行により「Void」状態となった法人は、Certificate for Renewal and Revival of Charter の提出によって復活することができます。復活が適法に行われた場合、その効力は原則として「Void」に至る前の時点に遡り、法人は継続して存続していたものとして取り扱われます。

ただし、復活手続きにあたっては、未提出となっている年次報告書をすべて提出し、未納のフランチャイズ税、利息およびペナルティを完納しなければならないことに留意が必要です。手続きに要する期間は事案により異なりますが、数営業日程度で完了することが一般的です。

復活が完了すると、法人は再び「Good Standing」の状態に戻り、法的には通常の法人として活動することが可能となります。

4.再活用にあたっての実務上の留意点

「Void」状態にあった法人であっても、正式に復活すれば、法的には継続して存続していた法人として取り扱われます。しかし、実務上は、事業再開に先立ち確認すべき点がいくつか残ります。

1)ガバナンス体制

長期間休眠していた法人では、取締役や役員の構成が実態と乖離していることが少なくありません。したがって、復活後は、必要に応じて、取締役会決議等により、現行の事業体制に即したガバナンス体制を整備する必要があるといえます。

2)銀行口座の状況

休眠法人の再活用に際しては、銀行口座の状況確認も不可欠です。長期間利用されていない口座が凍結されている場合もあり、復活後に「Good Standing」証明書の提出を求められることがあります。さらに、銀行口座のサイン（署名者）がすでに辞職した役員のみとなっている場合には、サインの交代手続きが想定以上に煩雑となる場合があります。このようなケースでは、取締役会決議に加え、銀行の求めに応じた追加資料の提出や、場合によっては口座の再設定が必要となることもあるため、早期の確認と対応が求められることになります。

3)商号使用可能性

「Void」状態にある法人は、商号に対する実質的な保護を失います。すなわち、デラウェア州では、「Void」状態の法人名について、他の法人が新規設立や商号変更により使用することが認められる場合があるため、復活を試みた時点で、すでに第三者に同一又は類似の商号を使用されていることがあり得ます。その場合、復活にあたって商号変更を余儀なくされることになり、ブランドや対外的信用への影響が生じるおそれがあります。

4)他州における法人登録

デラウェア州で設立された法人が、過去に他州において事業活動を行っていた場合には、当該州における外国法人登録の状況についても確認が必要となります。すなわち、デラウェア州における復活手続きが完了していても、事業を行っていた州での登録が失効している場合には、当該州における復活又は再登録手続きが別途必要となる可能性があります。

5)連邦税務申告状況

米国に設立された法人は、売上や事業活動の有無にかかわらず、法人が存続している限り、原則として毎年の連邦法人税申告義務を負っています。したがって、休眠状態にあった法人の再活用にあたっては、州法上のステータスに加え、連邦税務上の申告状況についても確認が必要となります。

5.新規設立とのコスト比較の重要性

以上のとおり、「Void」状態が長期間継続すると、復活自体は可能であっても、そのためのコストと実務負担は時間の経過とともに大きくなります。その結果、長期間放置されていた法人では、未納税金その他の問題解決の負担が新規設立を上回ることもあります。したがって、放置期間の長さ、未履行義務の内容と金額、過去の法人履歴を引き継ぐ必要性といった要素を総合的に考慮し、再活用と新規設立のいずれが合理的かを判断することが重要となります。

おわりに

デラウェア州における休眠法人の再活用は、制度上は可能であり、適切な手続きを踏めば事業再開の有効な選択肢となります。一方で、年次義務の不履行がもたらす影響や、復活後に必要となる実務対応を軽視すると、想定外のコストやリスクを招くおそれがあります。休眠法人を再活用するにあたっては、これらに鑑みた新規設立コストとの比較を意識した対応が不可欠となります。

執筆者：山崎 真司

カウンセラー 日本・米国弁護士

一橋大学法学部卒、慶應義塾大学法科大学院修了。2013年に弁護士登録し、TMI 総合法律事務所にて執務。M&A、コーポレート・ガバナンス、会社法、人事労務等を主たる業務分野として対応。2022年米国デューク大学ロースクール(LL.M.)を修了し、同年8月から1年間、SGR 法律事務所にて交換弁護士として勤務。TMI 総合法律事務所へ復帰後、クロスボーダーM&A、日系企業の米国進出、米国人事労務等の業務に従事した後、2024年8月よりSGR 法律事務所にて執務。2023年ニューヨーク州弁護士登録。

小島 清顕

パートナー・米国弁護士

日本出身（地元：神奈川県小田原市）、幼少期から米国在住。ロチェスター大学で政治・経済学を専攻。同時期に、イーストマン音楽学校にてファゴットも専攻・学位取得。学位取得後、インディアナ大学ロースクールと音楽学校に同時進学・卒業。JD 取得後、2003 年からホームタウンのジョージア州アトランタ市を拠点に米国各地で弁護士業務を営む。主に法人設立・交渉・各種取引アドバイス、合併・合弁・ライセンス、雇用・労務、紛争防止・対応、知的財産管理・活用、企業誘致・土地選定・助成金交渉その他各種幅広い法務に対応しています。

(2026 年 1 月 28 日作成)